

第一部 證券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘 柄	第 19 回日本学生支援債券	債 券 の 総 額	金 40,000,000,000 円
記名・無記名の別	一	発 行 価 額 の 総 額	金 40,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 22 年 6 月 25 日
發 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、 払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利 率	年 0.251%	払 込 期 日	平成 22 年 7 月 7 日
利 払 日	毎年 1 月 20 日 及び 7 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 24 年 7 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 1 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 1 月 20 日及び 7 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から平成 22 年 7 月 20 日までの期間及び平成 24 年 1 月 20 日の翌日から償還期日までの期間につき半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。 (5) 本債券の利金は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、以下「振替法」という。）及び上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。		
償 還 の 方 法	1. 債還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 24 年 7 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (4) 本債券の元金は、振替法及び振替機関の業務規程等に従って支払われる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
其 他 の 特 約	該当事項なし		
取 得 格 付	格 付 機 関： 株式会社格付投資情報センター (R&I) 取 得 格 付： AA 取 得 月 日： 平成 22 年 6 月 25 日		
	格 付 機 関： 株式会社日本格付研究所 (JCR) 取 得 格 付： AA+ 取 得 月 日： 平成 22 年 6 月 25 日		

摘要	<p>1. 振替法の適用 本債券は、振替法の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>2. 本債券に関する募集の受託会社 (1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。 (2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成22年6月25日付第19回日本学生支援債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。 (4)本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約 機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1)機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2)機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 (5)機構が独立行政法人日本学生支援機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不適当であると認め、機構にその旨を通知したとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項（2）の定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法 (1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本要項の変更 (1)機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2)前号に基づき本要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議することができる。 (2)債権者集会は、東京都において行う。 (3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4)本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p>
----	---

摘要	<p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6)前号の規定にかかるわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当することはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般的利益に反するとき <p>(9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12)本項の手續に要する合理的な費用は機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
----	---

2 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	み ず ほ 証 券 株 式 会 社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 日興コーディアル証券株式会社 野 村 證 券 株 式 会 社 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 岡 三 証 券 株 式 会 社 し ん き ん 証 券 株 式 会 社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都中央区京橋三丁目8番1号	百万円 18,000 18,000 800 800 800 800 400 400	1. 引受人は本債券の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は総額4,000万円とする。
	計	—	40,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
40,000 百万円	53 百万円	39,947 百万円

(2) 手取金の使途

平成22年7月に貸与する第二種奨学金(※)に充当。

(※) 第二種奨学金については、「債券内容説明書（法人情報）平成20事業年度 第1 法人の概況 3 事業の内容 （4）事業の概要 【奨学金貸与事業】」をご参照ください。